

# 国際課税のケース・スタディ

## 海外移住者と海外派遣社員に係る住所の推定規定の適用関係

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

内国法人A社を定年退職したB及びCは、同社から長年派遣されて勤務していたT国が好きなので、T国での居住を予定している。

Bは、定年退職後は、仕事をせずに、趣味である釣りとゴルフ三昧の生活を送ろうと考えている。一方、Cは、A社の海外現地法人D社の現地で契約するコンサルタントとしてT国での居住を予定している。

それぞれの場合の課税関係はどのようになるのか。なお、D社では、Cとの契約を当初2年間とし、その後、毎年の更新を予定している。

### 〔ポイント〕

- 1 居住者及び非居住者の意義
- 2 住所を有しないことの推定規定
- 3 通達での取扱い
- 4 海外派遣者の場合
- 5 海外移住の場合

### 〔検討〕

我が国では、居住者であるか非居住者であるかの区分により、その課税関係が異なっている。そのため、居住者であるか非居住者であるかの居住形態の判定が重要である。

#### 1 居住者及び非居住者の意義

##### (1) 居住者の意義と課税所得の範囲

居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう(所法2三)。

居住者は、永住者と非永住者に分かれる。

非永住者とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう(所法2四)。

永住者はすべての所得について課税される(所法7一)。非永住者は、国内源泉所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものが課税される(所法7二)。

##### (2) 非居住者

非居住者とは、居住者以外の個人をいう(所法2五)。非居住者は、所得税法164条1項各号に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ同項各号に掲げる国内源泉所得については確定申告の対象とされ、同条2項各号に掲げる国内源泉所得については所得税が分離課税される(所法7三)。

#### 2 住所を有しないことの推定規定

海外に居住することとなった個人について、所得税法施行令15条で、住所を有しないことについて、次のとおり推定規定がある。

- 「1 国外に居住することとなった個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有しない者と推定する。
  - 一 その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
  - 二 その者が外国の国籍を有し又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有

しないことその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと。

- 2 前項の規定により国内に住所を有しない者と推定される個人と生計を一にする配偶者その他その者の扶養する親族が国外に居住する場合には、これらの者も国内に住所を有しない者と推定する。」

### 3 通達での取扱い

国内又は国外において事業を営み若しくは職業に従事するため国内又は国外に居住することとなった者は、その地における在留期間が契約等によりあらかじめ1年未満であることが明らかであると認められる場合を除き、所得税法施行令15条1項1号の規定に該当するものとされている（所基通3-3）。

### 4 海外派遣者の場合

以上の規定等によれば、Cは、海外現地法人D社のコンサルタントとして2年契約で現地に滞在予定であることから、「その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること」に該当し、日本を出発した段階から非居住者とされることになる。

### 5 海外移住の場合

海外移住の場合は複雑である。本人が、海外移住を希望し、仮に、T国で永住許可を受けていたとしても、「その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないことその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと」の要件を充足しなければならないことになる。

配偶者が国内に残った場合も、それだけでは本人が非居住者かどうかは、断定できないことになる。

さらに、配偶者が永住許可を有している場合であっても、いつでも居住可能な家屋等を国内に有している場合は、居住者と判定されることもあり得ることになる。

### 6 まとめ

海外派遣者の場合は、現地での通常勤務等をする場所等があれば、国内を離れた段階から非居住者と判定されようが、海外移住の場合は、「海外に骨を埋める」覚悟で国内にある資産をすべて処分して出発した場合等の特殊な場合以外、国内を離れた段階では、非居住者と判定されない場合が多いことに留意しなければならないだろう。

## 法人税関係【平成19年12月1日現在版】

# 措置法通達逐条解説

小山 真輝 編著

A5上製・定価 7350円(税込)

(平成20年2月刊)

○措置法通達(法人税関係)の唯一の逐条解説書!

○通達の趣旨、規定との関係、具体的計算手続等を詳細解説。